

2026年度

宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科

履修案内



宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科

<目 次>

【研究科規程関係】

宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科規程	1
宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科における長期履修に関する細則	6
宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科学位論文審査基準	8
宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科専門科目の成績評価に対する 異議申立てに関する申合せ	9
諸事項	11

【修士課程】

アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	15
宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科修士に関する学位論文審査細則	18
学位論文審査の流れ	19
医学獣医学総合研究科修士課程教育カリキュラム	20
医学獣医学総合研究科（修士課程）授業科目及び担当教員	21
医学獣医学総合研究科（修士課程）専任教員名簿	26

【博士課程】

アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	31
宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科博士に関する学位論文審査細則	35
学位論文の資格審査及び公開審査に関する申合せ	38
学位論文審査の要点	39
学位論文審査の流れ	40
医学獣医学総合研究科博士課程教育カリキュラム	41
医学獣医学総合研究科（博士課程）授業科目及び担当教員	42
医学獣医学総合研究科（博士課程）専任教員名簿	47

規 程 關 係

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、修士課程及び博士課程を設置し、次に掲げる目的のもとに、教育研究を行うものとする。

- (1) 修士課程では、専門分野に偏らない幅広い基礎知識の修得を図り、国際的に活躍できる生命科学領域の研究者・教育者を志す人材の養成、家畜防疫対策や人獣共通感染症に関する専門知識を有する畜産関連の人材の養成、合理的・科学的な思考能力を持った専門的医療支援技能者及びその教育者の養成並びに生命科学、医療に関する十分な基礎的知識を有した倫理コンサルタントの養成を目的とする。
- (2) 博士課程では、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の継承発展に貢献することを目標とし、医学・獣医学に関する広範な知識に基づいた総合的判断力及び高度な研究能力を備え、技術・知識基盤社会の形成に資する国際的に通用する医学・獣医学研究者並びに高度な研究マインドに裏打ちされた質の高い指導的臨床医及び獣医師を養成することを目的とする。

(研究科長)

第3条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科の校務をつかさどる。
- 3 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- 4 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行うこととする。
- 5 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第4条 研究科に、副研究科長1人を置く。

- 2 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科長の職務を助ける。
- 3 副研究科長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
- 5 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第5条 研究科に、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(専攻及びコース)

第6条 研究科の専攻及びコースは、次に掲げるとおりとする。

修士課程

医科学獣医科学専攻	生命科学研究者育成コース 高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース 生命倫理コーディネーターコース
-----------	--

博士課程

医学獣医学専攻	高度臨床医育成コース 高度獣医師育成コース 研究者育成コース
---------	--------------------------------------

(コース長)

第7条 前条のコースにコース長を置き、当該コースの専任の教授をもって充てる。

- 2 コース長は、当該コースの業務をつかさどる。

3 コース長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、コース長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 コース長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第8条 入学志願者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第9条 入学志願者の選考は、研究科において教育を受けるに必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学手続き)

第10条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学金を添えて入学手続をしなければならない。

(授業科目及び履修単位数)

第11条 研究科における授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員グループ)

第12条 研究科における研究・教育の指導は、主指導教員1人及び副指導教員2人からなる指導教員グループにより行うものとする。

2 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授とする。

3 副指導教員は、原則として、研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教員のうちから、医学系及び獣医学系の教員各1人とする。

4 副指導教員は、主指導教員が、当該学生と協議の上、決めるものとする。

(研究指導計画書)

第13条 指導教員グループは、当該学生に対して各学年初めに研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

(研究報告書)

第14条 学生は、各学年末ごとに、指導教員グループの指導のもとに研究報告書を作成し、研究科長に提出する。

(教育方法の特例)

第15条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第16条 修士課程の学生は、別に定める授業科目のうちから、30単位以上（生物系以外の学部出身者及びサービスイノベーション人材の研究指導を受ける者は32単位以上）を修得しなければならない。

2 博士課程の学生は、別に定める授業科目のうちから、30単位以上を修得しなければならない。

3 授業は、講義、演習、実験・実習及び研究とする。

(授業科目の選定等)

第17条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 指導教員が教育研究上必要と認めるときは、他のコースの授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

3 前項の規定により修得した単位については、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位の計算方法)

第18条 単位の計算については、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習・実験・実習及び研究については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目履修の認定等)

第19条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告により行うものとする。

2 前項の試験は、原則として毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第20条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、それぞれの成績

評価基準及び対応する評点について、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。
なお、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している（評点：100～90点）

優：科目の到達目標に優秀な水準で達している（評点：89～80点）

良：科目の到達目標に良好な水準で達している（評点：79～70点）

可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している（評点：69～60点）

不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない（評点：59～0点）

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

（成績評価に関する申立て）

第21条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として、各学期末までに医学部医療人育成課を通じて研究科長に異議を申し立てることができる。

（コースの変更）

第22条 研究科に在学する者がコースの変更を願い出たときは、選考のうえ許可することがある。

（他大学の大学院における授業科目の履修等）

第23条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

4 博士課程における第1項に定める授業科目の履修の期間及び前項に定める研究の期間（以下「派遣期間」という。）は、原則として1年以内とし、やむを得ない事情により1年を超えて派遣期間の延長を要する場合は、通算して2年を限度として許可することができる。

5 修士課程における第1項に定める授業科目の履修の期間及び第3項に定める研究の期間（以下「派遣期間」という。）は、原則として6月以内とし、やむを得ない事情により6月を超えて派遣期間の延長を要する場合は、通算して1年を限度として許可することができる。

（学位論文の提出）

第24条 学位論文は、最終年次以降の指定した期日までに提出しなければならない。ただし、博士課程において優れた研究業績を上げた者については、3年次後半の学期以降に提出することができる。なお、詳細については別途定める。

（学位論文審査及び最終試験）

第25条 学位論文審査及び最終試験は、修了に必要な単位の修得又は修得の見込みがあり、かつ、学位論文を提出した者について行う。なお、詳細については別途定める。

2 学位論文審査は、審査委員3名（主査1名、副査2名）が行う。なお、詳細については別途定める。

3 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、前項の審査委員が口頭試問によって行う。

4 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の合否を決定するものとする。

（追審査及び追試験）

第26条 研究科を修了予定の者で、学位論文審査及び最終試験を受けなかった者に対し、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

2 前項の追試験及び追審査には、前条各項の規定を準用する。

3 追試験及び追審査の時期は、研究科委員会においてその都度定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第27条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第23条第2項に規定する単位

とは別に15単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第23条第2項の規定による単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。

3 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮については、研究科委員会においてその都度定める。

(休学、復学、退学、除籍及び再入学)

第28条 休学、復学、退学、除籍及び再入学については、学務規則の規定を準用する。

2 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

(研究生及び科目等履修生)

第29条 研究生又は科目等履修生として入学することのできる者は、それぞれ次の各号に該当する者とする。

(1) 研究生は、修士課程においては修士の学位を有する者又は同等以上の研究能力があると認められた者、博士課程においては博士の学位を有する者又は同等以上の研究能力があると認められた者

(2) 科目等履修生は、修士課程においては学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は同等以上の研究能力があると認められた者、博士課程においては大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者又は同等以上の能力があると認められた者

第30条 研究生として入学を志願する者は研究期間及び研究題目を記載した願書に、科目等履修生として入学を志願する者は履修期間及び履修科目を記載した願書に、それぞれ所定の書類及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第31条 前条の志願者については、研究科委員会において学力及び能力を検査の上、選考する。

第32条 研究生又は科目等履修生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第33条 研究生の在学期間は、原則として当該年度1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第34条 科目等履修生の在学期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第35条 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。

第36条 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第37条 学務規則第88条に定める特別聴講学生及び学務規則第89条に定める特別研究学生については、第29条から前条までを準用する。

(外国人留学生)

第38条 外国人で研究科の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

(事務)

第39条 研究科に係る事務については、医学部事務部において処理する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される研究科長は、第3条第2項の規定にかかわらず、医学部長とし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 この規程の施行後最初に選出される副研究科長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年2月8日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）第64条第2項及び第72条の規定に基づき、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「長期履修」とは、学務規則第63条第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することをいう。

(資格)

第3条 長期履修を希望できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業を有する者（常勤の者に限る）

(2) その他医学獣医学総合研究科長（以下「研究科長」という。）が、長期履修することが必要と認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

(1) 長期履修申請書（別紙様式1）

(2) 在職証明書

(3) その他必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、原則として次のとおりとする。

(1) 1年次から希望する者については、入学手続き期間内とする。

(2) 2年次以降から希望する者については、学年進級前の2月末までとする。

(許可)

第5条 長期履修の許可は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て研究科長が行う。

2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画並びに授業料及びその徴収方法等について、長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。

(履修)

第6条 長期履修学生は、研究科長が定めた履修計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第7条 長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、一学年を2年で履修することを原則とし、次のとおりとする。

(1) 1年次からの長期履修学生については、博士課程においては8年以内、修士課程においては4年以内とする。

(2) 2年次以降からの長期履修学生については、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(在学期間)

第8条 長期履修学生の在学期間は、博士課程においては12年、修士課程においては6年を超えることができない。ただし、長期履修期間が博士課程においては8年に満たない者は、長期履修期間に4年、修士課程においては4年を満たさない者は、長期履修期間に2年を加えた年数を超えることはできないものとする。

(履修期間の変更)

第9条 長期履修学生は、原則として1回に限り、長期履修期間を変更することができる。

2 長期履修期間の変更を希望する者は、学年進級前の2月末までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を研究科長に提出するものとする。ただし、最終年次の者にあつては、学位論文提出が可能な場合、その限りではない。

3 長期履修期間の変更は、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

(授業料)

第10条 長期履修学生が納付する授業料の額は、国立大学法人宮崎大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年7月7日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、平成30年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する

宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科学位論文審査基準

平成 25 年 11 月 5 日

研究科委員会決定

改正 令和 2 年 11 月 13 日

(趣旨)

第 1 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科規程 25 条に規定する学位論文の審査については、この基準によるものとする。

(審査基準)

第 2 修士論文及び博士論文に係る審査（評価）の基準は、その論文が国内外の研究の水準に照らし合わせて、学術的意義、新規性、創造性、独創性、信頼性及び有用性などを十分有していること。

附 則

この基準は、平成 25 年 11 月 5 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 13 日から実施する。

○宮崎大学医学獣医学総合研究科専門科目の成績評価に対する異議申立てに関する申合せ

〔 令和3年11月10日
研究科委員会 決定 〕

- 1 この申合せは、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科規程第21条の規定に基づき、成績評価に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）に関して、必要な事項を定める。
- 2 学生は、成績評価について、次の各号の一に該当する場合、医学部医療人育成課医学教育1係を通じて研究科長に異議を申し立てることができる。
 - 一 成績評価の誤記入等、担当教員の誤りであると思われる場合
 - 二 シラバス又は担当教員の説明等を通じて周知されている評価方法から逸脱して評価されたと思われる場合
 - 三 その他異議申立てを行う合理的又は客観的な根拠がある場合
- 3 異議申立ては、原則として成績評価を受けた本人に限り行うことができる。家族や友人等による申立ては受け付けない。
- 4 異議申立ては、医学獣医学総合研究科の成績評価に対する異議申立書（別紙1）により、原則として各学期末までに提出しなければならない。
- 5 異議申立てを受けた研究科長は、当該学生のコース長に事情聴取を依頼し、コース長は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取し、その結果を踏まえて医学獣医学総合研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）において協議し、対処するものとする。なお、担当教員がコース長である場合にあつては、副研究科長が事情を聴取することとし、運営委員会委員である場合にあつては、当該委員を運営委員会における協議に加えないものとする。
- 6 前項において、対処できないと運営委員会が判断したときは、研究科長が対処するものとする。
- 7 研究科長は、申立てをした学生に対して、対処結果を通知するものとする。

附 則

この申合せは、令和3年11月10日から実施する。

医学獣医学総合研究科長 殿

医学獣医学総合研究科の成績評価に対する異議申立書

申立日	年 月 日
申立者 (コース/学籍番号)	(コース/学籍番号)
科目名 (担当教員)	(担当教員：)
申立ての区分	<input type="checkbox"/> 1. 成績評価の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの <input type="checkbox"/> 2. シラバス又は担当教員の説明等を通じて周知されている評価方法から逸脱して評価されたと思われるもの <input type="checkbox"/> 3. その他異議申立てを行う合理的又は客観的な根拠があるもの
具体的内容 (「申立ての区分」で3. をチェックした場合、併せて根拠も記載すること)	

以下、大学記入欄		
医学部医療人育成課大学院係 提出日	医学獣医学総合研究科運営 委員会による審議日	学生へ回答した日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

【提出先：医学部医療人育成課 医学教育1係】

諸事項

1. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例

本研究科においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学することが可能となるよう、昼夜開講します。

なお、受講時間及び研究時間は指導教員との協議の上、設定します。

2. 長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程は2年、博士課程は4年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。

希望される場合は、授業料を納入する前に長期履修生としての申請手続きをすることになっています。

3. 授業料免除

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は一部を免除することがあります。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- ② 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生の前期においては入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している保護者等が死亡したことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ③ 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生の前期においては入学前1年以内）において、学生若しくは学生の学資を主として負担している保護者等が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ④ 前②号及び③号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。

4. 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金制度があり、選考によって貸与されます。貸与月額は次のとおりです。

(2024年度)

第一種奨学生 (無利子)	修士課程	50,000円・88,000円から選択
	博士課程	80,000円・122,000円から選択
第二種奨学生(有利子)		50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択

また、地方公共団体及び民間団体等の奨学生制度もあり、詳細は学生生活支援課（創立330記念交流会館）まで連絡ください。

5. 学生教育研究災害傷害保険

1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、大学院在学中の実験・実習等の正課、学校行事又は課外活動中等の災害に対する補償制度です。

「保険料」

修士課程2年間分で1,790円、博士課程4年間分で3,370円（平成23年度以降）です。

2) 医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

この保険は、「学研災」に加入していることが条件となります。

大学院在学中に実験・実習等の正課・学校行事等で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

「保険料」

修士課程2年間分で1,000円、博士課程4年間分で2,000円（平成27年度以降）です。

(修 士 課 程)

医学獣医学総合研究科（修士課程）

【アドミッション・ポリシー】

1. 教育理念（教育理念・目標、育成する人材像）

本専攻の使命は、生命科学の発展と社会の福祉の向上に寄与することです。各コースでは、以下を備えた人材を育成します。

1. 生命科学研究者育成コース

医学・獣医学領域の生命科学研究者や教育者として活躍することができる人材を養成する。また、畜産関係者への教育により、修士修了後に、医学・獣医学の知識を持ち、科学的な思考で人獣共通感染症や口蹄疫などの感染症に対応し啓発活動ができる人材を育成する。

2. 高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース

合理的、科学的な思考能力を有し、より高度で先進的な医療支援に携わることができる人材、また、該当医療支援領域における後進の教育・指導に当たることができる人材を養成する。

3. 生命倫理コーディネーターコース

最新の医事関連法や省庁の倫理指針、関連諸学会の倫理ガイドライン等に精通し、それらを迅速に研究の現場、臨床の現場へフィードバックするための知識と能力を身に付けた人材を養成する。

2. 入学者受け入れ方針（求める人材像）

本専攻は、医学と獣医学を融合した高度な研究活動を実践している本研究科博士課程への進学を視野に入れた教育研究を行うものであり、また、地域社会の要請に応える人材の輩出を考慮した教育研究を目指すものです。そして、本専攻での修学は、医学・獣医学分野及び医療社会学分野の研究と教育、あるいは高度な診療支援に携われる人材の養成を主眼としています。

したがって、本専攻では、次のような人材を求めています。

1. 生命科学研究者育成コース

将来、医学・獣医学領域の生命科学研究者としての道を志す農学、薬学（4年制）、理学、工学などの自然科学系学部卒業者、医療関連企業等で働く社会人及び畜産関係者。あるいは、社会的側面から医学・獣医学領域生命科学の課題や医療に関する研究を志す人文社会科学系学部卒業者又は海外において6年制未満の課程を卒業した獣医学士。

2. 高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース

医療系専門学校や4年制大学学部を卒業後、専門職業人として医療現場で医療支援の実務に携わっている社会人。あるいは、将来、医療支援の実務に携わりたいと考えている4年制大学学部卒業者。

3. 生命倫理コーディネーターコース

医療・福祉系の学部卒業者、農学、工学などの自然科学系学部卒業者、心理学、社会学、教育学、哲学、法学などの人文社会科学系学部卒業者など、幅広いバックグラウンドを持つ学部卒業者、及び臨床心理士や医療・看護・福祉関連の資格を有し実務経験と問題意識のある社会人。

3. 入学者選抜の基本方針

1. 求める人材像に沿って、受験者のアカデミックバックグラウンドやキャリアを参考にしつつ、受験者が希望する研究テーマや目標、本修士課程修了後に目指すもの等を考慮し、総合的に選抜します。

2. 客観的で透明性のある方法によって、公平に選抜します。

〔選抜区分による選抜方法及び評価の観点〕

上記の〔入学者受け入れ方針（求める人材像）〕で示す能力を有する人を多面的・総合的に評価するため、以下の方法により選抜します。

① 一般選抜（社会人選抜を含む）

入学者の選抜は、口述試験及び書類審査の結果を総合的に判断して行います。口述試験では、主として専門領域の知識・技能、研究への意欲、研究分野への関心などを評価します。書類審査では、志望動機、表現力などを評価します。

② 外国人留学生特別選抜

入学者の選抜は、口述試験及び書類審査の結果を総合的に判断して行います。口述試験では、主として専門領域の知識・技能、研究への意欲、研究分野への関心、語学力などを評価します。書類審査では、志望動機、表現力などを評価します。

【ディプロマ・ポリシー】

本専攻では、以下の資質・能力を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得し、研究論文審査と最終試験に合格した学生に、修了を認定し、学位（修士号）を授与します。

(1) 生命科学研究者育成コース

- ・医学・獣医学分野の知識や技能を横断的に広く理解できる能力
- ・高い倫理観を備え、医学・獣医学分野の研究を計画的に進め、それをまとめる能力
- ・国際的な医学・獣医学分野の情報を整理して活用できる能力

【学位】 修士（医科学） 修士（動物医科学）

(2) 高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース

- ・合理的、科学的な思考能力を有し、高度で先進的な医療支援に携われる能力
- ・当該領域の研究を計画的に進め、それをまとめる能力
- ・医療支援領域における後進の教育・指導に当たれる能力

【学位】 修士（医科学）

(3) 生命倫理コーディネーターコース

- ・生命倫理に精通し、先端研究や臨床研究における研究倫理の問題に対応できる能力
- ・倫理的推論および臨床倫理コンサルテーションのスキルを駆使するコーディネート能力

【学位】 修士（医科学）

【カリキュラム・ポリシー】

医科学獣医科学専攻では、ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

本専攻では、医学・獣医学の連携・融合した研究の基盤となる科目として「研究基盤科目」と「コース別研究科目」でカリキュラムを構成しています。

生命科学研究者育成コースでは、獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていくために、学術論文を作成する生命科学研究の科目を設置しています。

高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コースでは、獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていくために、学術論文を作成する専門技術学研究的科目を

設置しています。

生命倫理コーディネーターコースでは、臨床研究における倫理ガバナンスに関する基礎知識、ならびに臨床現場における倫理支援を担いうる人材として求められるコーディネート能力を習得するために、「生命倫理コーディネーター基礎演習」科目を設置しています。また、獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていくために、学術論文を作成する「生命倫理コーディネーター研究」科目を設置しています。

【教育内容・方法】

本専攻では、各授業科目について、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、周知します。

①生命科学研究者育成コース

研究基盤科目において生命科学の基盤的知識を教授し、その後、研究科目において、科学的な思考過程に涵養、生命科学関連領域に関する研究方法の理論、情報収集方法などを学び、生命科学研究において修士論文作成のための研究指導を行います。

②高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース

種々の医療現場における専門的医療支援技能者が、合理的・科学的な思考能力を修得します。専門技術学基礎演習では個々の専門医療支援領域に関する最新の動向と技術の理論について学び、その後、各専門分野で研究を遂行するために必要な基礎知識と技能を修得させ、それぞれの専門分野における研究テーマにより修士論文作成のための研究指導を行います。

③生命倫理コーディネーターコース

研究倫理および臨床倫理コンサルテーションの技能、倫理的推論のプロセスや医療現場のスタッフを支援するコミュニケーション能力を育成するために、国内外の実例に即して学ぶと共に、附属病院中央診療部門「臨床倫理部」との連携のもと、実践的な倫理相談業務に関する病棟実習を行います。また、生命倫理及び基礎医学に関する知識を修得した上で、医事法学、研究倫理・臨床倫理領域における最新の倫理指針や法律、社会環境疫学・医療統計学を学び、さらに専門的な倫理学的方法論、倫理的推論のプロセス、並びに倫理コンサルテーションのスキルを修得し、生命倫理領域における研究テーマにより修士論文作成のための研究指導を行います。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表します。
2. 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行います。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析します。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価します。
5. 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行います。

○宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科修士に関する学位論文審査細則

平成26年3月5日
制 定

(目的)

第1条 この細則は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（以下「研究科」という。）修士に関する学位論文審査を円滑に行うために定めるものである。

(論文提出の時期)

第2条 学位論文の提出の期限は、第2学年の1月末日とする。ただし、標準修業年限を超えて在籍する者については、この限りでない。

(論文審査願出)

第3条 宮崎大学学位規程第4条第1項の規定に基づき学位論文の審査を願出する者は、次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式第1）
- (2) 学位論文（8,000字程度・英文でも可）
- (3) 論文要旨（別紙様式第2）

(審査)

第4条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科長が指名する審査委員3人（主査1人、副査2人）をもって構成する審査委員会が行う。

(最終試験)

第5条 最終試験の成績は、審査委員が学位論文の口頭発表を聴聞し、関連する事項につき試問した結果に基づいて判定する。なお、判定基準については別に定める。

(公開の論文発表会)

第6条 学位論文の口頭発表は、研究科長が指定する日時・場所において公開により行う。
2 論文発表会は、研究科長が招集し、研究科長の委託した専任教員が司会を行う。

(報告)

第7条 審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果を研究科長に書面（別紙様式第3）をもって報告する。

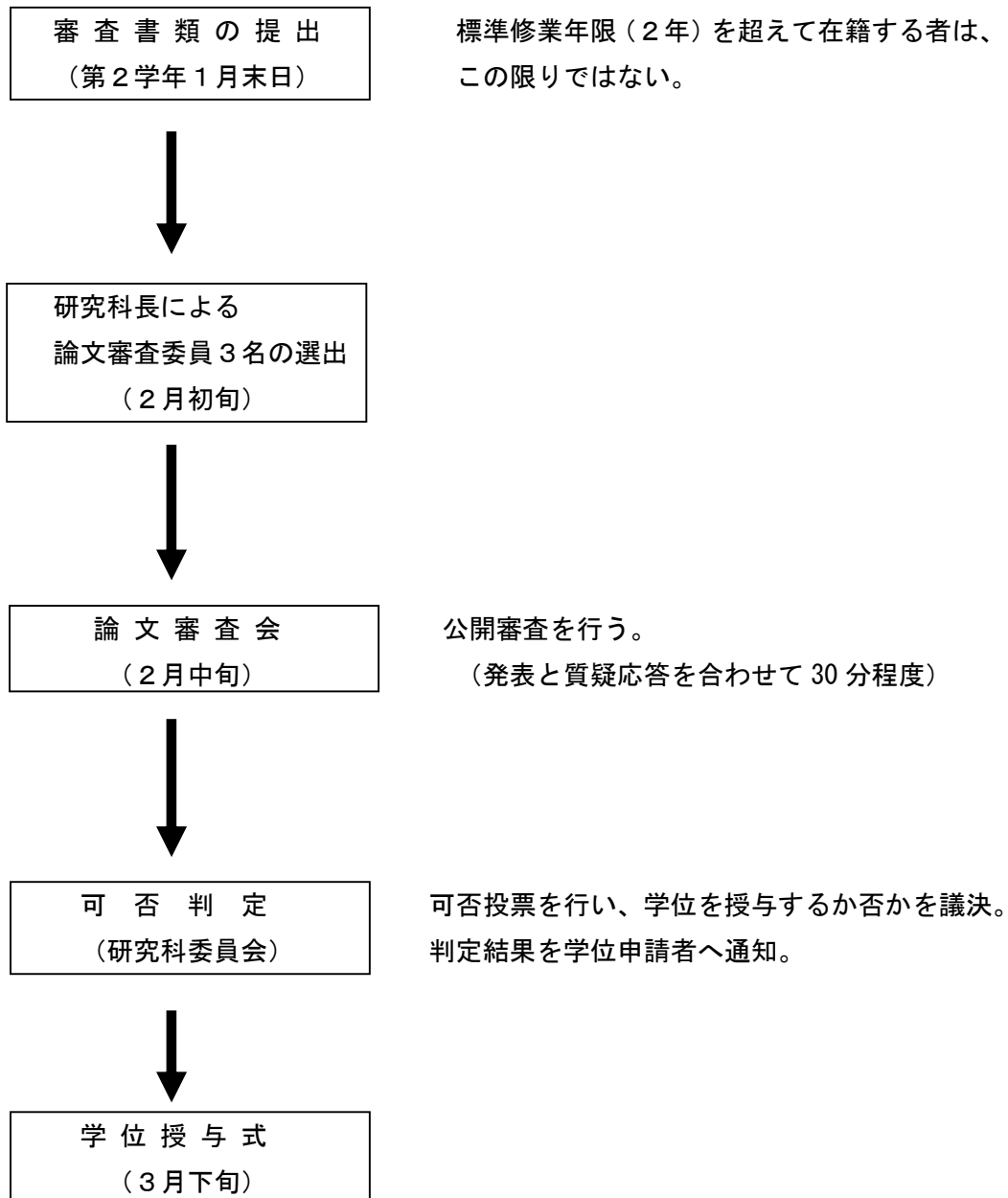
(合否の判定)

第8条 学位論文の審査及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て、同委員会で決定する。

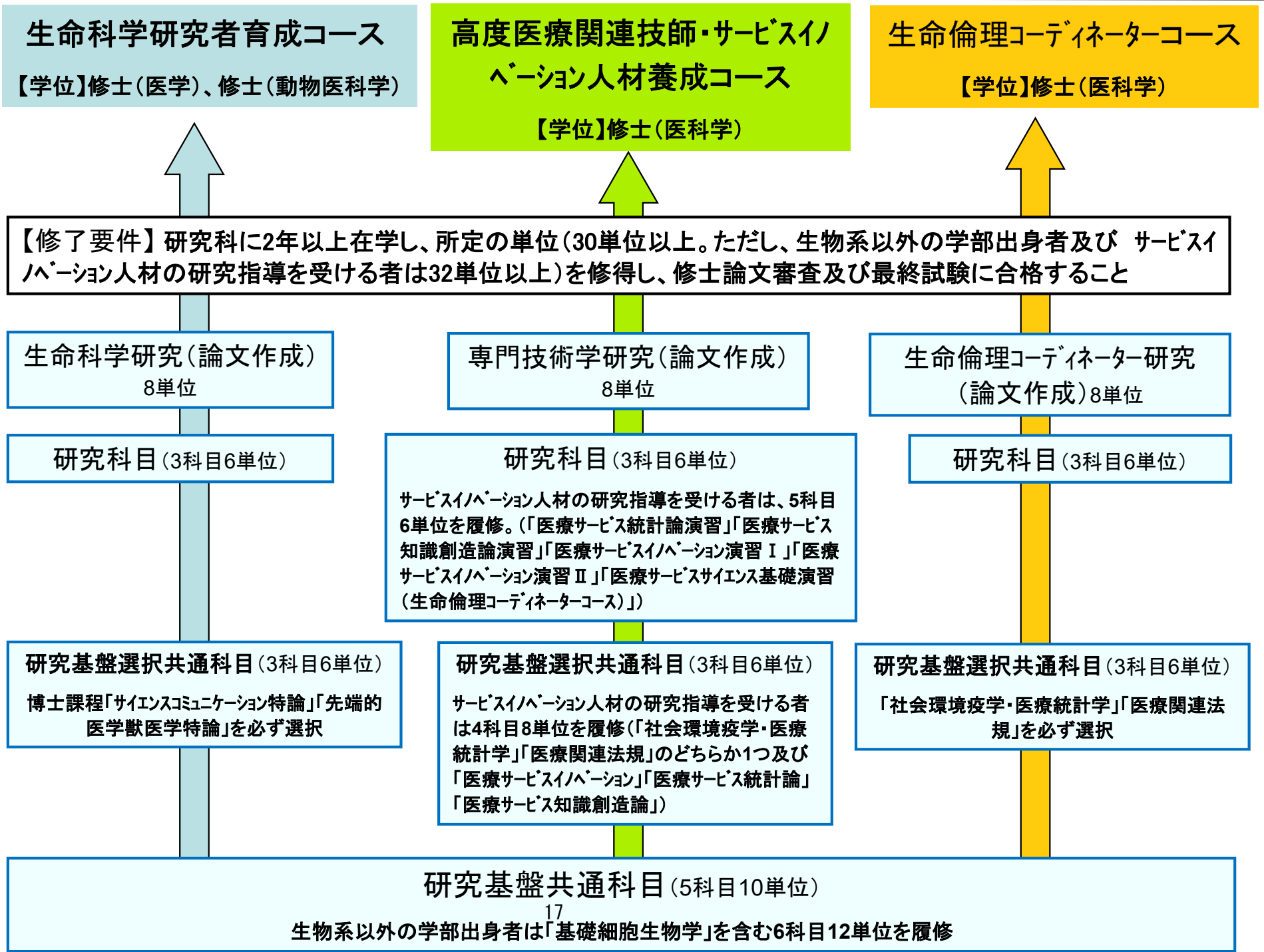
附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

学位論文審査の流れ



医学獣医学総合研究科修士課程教育カリキュラム



医学獣医学総合研究科（修士課程）授業科目及び担当教員

授 業 科 目	授 業 年 次	単 位 数		担 当 教 員
		必 修	選 択	
研究基盤共通科目	社会・医学倫理	1	2	板井、中井
	生体構造学概論	1	2	澤口、菱川、高橋、石塚、保田
	生体機能学概論	1	2	池田正、高宮、西山、西頭、高見、武谷、秋枝
	病理・病態学概論	1	2	佐藤克、新、丸山治、佐藤勇、山下篤、平井
	人獣共通感染症学概論	1	2	新、丸山治、池田正、大澤、岡林、佐藤礼、関口、山田、齋藤、上村、大菅
	基礎細胞生物学 (生物系以外の学部出身者のみ必修)	1	2	西頭、徐、和田、井田
研究基盤共通選択科目	社会環境疫学・医療統計学	1	2	関口、池之上、中井
	研究者のための英語演習	1	2	横山、南部
	国際交流支援コミュニケーション演習	1	2	横山、南部
	実験動物学	1	2	越本、中島、篠原、永延、井田、平井、山田
	獣医学概論	1	2	大澤、平井、佐藤裕、永延、北原、岡林、吉田、関口、丸山圭、佐藤礼、齋藤
	臨床薬理・薬剤学	1	2	池田龍、柳田
	健康スポーツ医学	1	2	亀井、荒川、田島
	医療関連法規	1	2	新、板井、平野、池田龍、池之上
	医療サービスイノベーション論	1	2	研究科教員
	医療サービス統計論	1	2	研究科教員
	医療サービス知識創造論	1	2	研究科教員
	(博士課程開講科目) サイエンスコミュニケーション特論 先端的医学獣医学特論	1～2 1～2	2 2	博士学生研究発表 外部講師
	分子組織細胞生物学演習	1～2	2	菱川 善隆
	超微形態学演習	1～2	2	澤口 朗
	分子神経科学演習	1～2	2	高宮 考悟
	循環生理・分子生理学演習	1～2	2	渡邊 望

生体制御解析学演習	1～2	2	中島 融一
血管発生演習	1～2	2	西山 功一
生体システム制御学演習	1～2	2	西頭 英起
細胞情報機能学演習	1～2	2	武谷 立
分子生命化学演習	1～2	2	徐 岩
蛋白質構造学演習	1～2	2	和田 啓
病態医化学演習	1～2	2	伊達 紫
病態生理学演習	1～2	2	秋枝 さやか
生理活性ペプチド探索演習	1～2	2	井田 隆徳
循環病理学演習	1～2	2	山下 篤
腫瘍細胞生物学演習・実習	1～2	2	佐藤 勇一郎
病原・常在微生物学演習	1～2	2	新 竜一郎
寄生生物学演習	1～2	2	丸山 治彦
人獣共通寄生虫学演習	1～2	2	長安 英治
免疫生物学演習	1～2	2	佐藤 克明
公衆衛生学演習	1～2	2	池之上 辰義
法医解剖診断学演習	1～2	2	研究科教員
医療データ解析・マネジメント演習	1～2	2	中井 陸運
循環器・腎臓内科学演習・実習	1～2	2	海北 幸一
病態修復学演習	1～2	2	下田 和哉
呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学演習	1～2	2	宮崎 泰可
ウイルス発癌病態解析学演習	1～2	2	梅北 邦彦
胆膵疾患病態制御演習	1～2	2	河上 洋
腫瘍機能制御外科学演習	1～2	2	七島 篤志
病態制御外科学演習	1～2	2	古川 貢之
悪性腫瘍泌尿器科学演習	1～2	2	研究科教員
神経腫瘍学演習	1～2	2	沖田 典子

小児科学演習	1～2	2	盛武 浩
周産期脳障害の発症と予防演習	1～2	2	桂木 真司
神経・運動器・脊椎病態学演習	1～2	2	亀井 直輔
リハビリテーション医学演習	1～2	2	荒川 英樹
スポーツ整形外科診断学演習	1～2	2	田島 卓也
皮膚科学演習	1～2	2	緒方 大
聴覚生理・病態学演習	1～2	2	高橋 邦行
顎口腔再建学演習	1～2	2	山下 善弘
眼科学演習	1～2	2	池田 康博
画像診断学演習	1～2	2	東 美菜子
血管平滑筋反応学演習	1～2	2	恒吉 勇男
急性病態解析学演習	1～2	2	落合 秀信
神経生理学演習	1～2	2	平野 羊嗣
慢性糸球体腎炎解析演習	1～2	2	小松 弘幸
薬物動態学演習	1～2	2	池田 龍二
実験動物学演習	1～2	2	越本 知大
医獣実験動物学演習	1～2	2	篠原 明男
蛋白質相互作用解析演習	1～2	2	塩田 拓也
動物比較生体構造学演習	1～2	2	保田 昌宏
内分泌ホルモンの生理・生化学演習	1～2	2	丸山 圭介
生体内水分子輸送学演習	1～2	2	池田 正浩
細胞障害分子生物学演習	1～2	2	園田 紘子
比較病理学演習	1～2	2	平井 卓哉
産業動物衛生学演習	1～2	2	上村 涼子
人獣共通感染症学演習	1～2	2	岡林 環
ウイルス感染モデル学演習	1～2	2	齊藤 暁
越境性動物感染症学演習	1～2	2	山田 健太郎

	食品危害性微生物学演習	1～2	2	山崎 朗子
	動物感染症学演習	1～2	2	目堅 博久
	獣医循環器学演習	1～2	2	大菅 辰幸
	産業動物基礎内科学演習	1～2	2	佐藤 礼一郎
	獣医繁殖内分泌学演習	1～2	2	大澤 健司
	獣医臨床繁殖学演習	1～2	2	北原 豪
	獣医神経疾患診断学演習	1～2	2	佐藤 裕之
	獣医寄生虫学演習	1～2	2	吉田 彩子
	獣医寄生虫病疫学演習	1～2	2	入江 隆夫
	獣医麻酔学演習	1～2	2	永延 清和
	獣医伝染病学演習	1～2	2	関口 敏
	獣医遺伝情報学演習	1～2	2	新村 芳人
	生命科学的研究	1～2	8	主指導教員
高度医療関連 人材養成コース 技術師・サ ービスイ ノベーション	神経・運動器・脊椎臨床医学演習	1～2	2	亀井 直輔
	リハビリテーション医学演習	1～2	2	荒川 英樹
	スポーツ医・科学診断学演習	1～2	2	田島 卓也
	眼科疾患学演習	1～2	2	池田 康博
	神経耳科学的検査法とリハビリテーション	1～2	2	高橋 邦行
	顎口腔機能病態学演習	1～2	2	山下 善弘
	血液浄化療法学演習・実習	1～2	2	海北 幸一
	病理診断学演習	1～2	2	山下 篤
	腫瘍形態学演習・実習	1～2	2	佐藤 勇一郎
	医療サービス統計論演習	1～2	1	研究科教員
	医療サービス知識創造論演習	1～2	1	研究科教員
	医療サービスイノベーション演習Ⅰ	1～2	1	研究科教員
	医療サービスイノベーション演習Ⅱ	1～2	1	研究科教員
	専門技術学研究	1～2	8	主指導教員

生命倫理コーディネーターコース	生命倫理コーディネーター基礎演習	1～2	2	板井 孝一郎
	疫学倫理コーディネーター基礎演習	1～2	2	池之上 辰義
	生殖倫理コーディネーター基礎演習	1～2	2	桂木 真司
	医療サービスサイエンス基礎演習	1～2	2	研究科教員
	動物福祉コーディネーター基礎演習	1～2	2	山田 健太郎
	生命倫理コーディネーター研究	1～2	8	主指導教員

【履修方法】

〈生命科学研究者育成コース〉

- 研究基盤共通科目：5科目10単位を履修。
ただし、生物系以外の学部出身者は「基礎細胞生物学」を含む6科目12単位を履修。
- 研究基盤選択共通科目：3科目6単位以上を選択履修。
ただし、医学獣医学総合研究科博士課程の2科目4単位「サイエンスコミュニケーション特論」「先端的 医学獣医学特論」を選択すること。
- 研究科目：各コースに設定された演習・実習科目の中から3科目6単位以上及び「生命科学研究」（8単位）を履修。

〈高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース〉

- 研究基盤共通科目：5科目10単位を履修。
ただし、生物系以外の学部出身者は「基礎細胞生物学」を含む6科目12単位を履修。
- 研究基盤選択共通科目：3科目6単位以上を選択履修。
- 研究科目：各コースに設定された演習・実習科目の中から3科目6単位以上及び「専門技術学研究」（8単位）を履修。
- *当該コースのうちサービスイノベーション人材の研究指導を受ける者
 - ・研究基盤共通科目：5科目10単位を履修。
 - ・研究基盤選択共通科目：「社会環境疫学・医療統計学」「医療関連法規」のどちらか1つ及び「医療サービス・イノベーション論」「医療サービス統計論」「医療サービス知識創造論」の計4科目8単位を履修。
 - ・研究科目：「医療サービス統計論演習」「医療サービス知識創造論演習」「医療サービスイノベーション演習Ⅰ」「医療サービスイノベーション演習Ⅱ」及び生命倫理コーディネーターコースの「医療サービスサイエンス基礎演習」の5科目6単位を履修。及び「専門技術学研究」（8単位）を履修。

〈生命倫理コーディネーターコース〉

- 研究基盤共通科目：5科目10単位を履修。
ただし、生物系以外の学部出身者は「基礎細胞生物学」を含む6科目12単位を履修。
- 研究基盤選択共通科目：3科目6単位以上を選択履修。
ただし、「社会環境疫学・医療統計学」「医療関連法規」の2科目4単位を選択すること
- 研究科目：各コースに設定された演習・実習科目の中から3科目6単位以上及び「生命倫理コーディネーター研究」（8単位）を履修。

【修了要件】

修士課程に2年以上在学し、30単位以上（生物系以外の学部出身者及びサービスイノベーション人材の研究指導を受ける者は32単位以上）を修得し、必要な研究指導を受け、かつ本研究科が行う修士論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。本専攻を修了した者には、修士（医科学）又は修士（動物医科学）が与えられる。

*授業科目の詳細は「学務情報システム（WAKABA）」から各科目のシラバスを検索してください。

医学獣医学総合研究科(修士課程)専任教員名簿

医学系教員

*下線は研究指導教員

講座名	分野	教授	准教授	講師	助教
解剖学	組織細胞化学	菱川 善隆			石塚 匠
	超微形態科学	澤口 朗		高橋 伸育	
	医学生物学				
機能制御学	統合生理学	高宮 考悟			
	循環動態生理学	渡邊 望	中島 融一		HARISHKUMAR MADHYASTHA
	血管動態生化学	西山 功一			
	機能生化学	西頭 英起	高見 恭成		
	薬理学	武谷 立			
	生命分子科学	徐 岩			
病理学	蛋白質機能学	和田 啓			
	構造機能病態学	山下 篤			
感染症学	腫瘍形態病態学	佐藤勇一郎			川口 真紀子
	微生物学	新 竜一郎			
	寄生虫学	丸山 治彦	長安 英治		田中 龍聖
社会医学	免疫学	佐藤 克明			
	公衆衛生学	池之上辰義			
	法医学				
	生命・医療倫理学	板井孝一郎			
	研究倫理と政策学				
	データマネジメント	中井 陸運			
	医療社会学				
内科学	数理科学				
	英語	横山 彰三	南部みゆき		
	循環器・腎臓内科学	海北 幸一			
	血液・糖尿病・内分泌内科	下田 和哉	永田 賢治		
外科学	呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学分野	宮崎 泰可	梅北 邦彦		
	消化器内科学	河上 洋			
	肝胆膵外科学	七島 篤志			
	消化管・内分泌・小児外科学				
	心臓血管外科学	古川 貢之			
臨床神経科学	呼吸器・乳腺外科学				
	形成外科学				
発達泌尿生殖医学	精神医学	平野 羊嗣			
	脳神経外科学	沖田 典子	横上 聖貴		
	小児科学	盛武 浩	此元 隆雄		
感覚運動医学	泌尿器科学				
	産婦人科学	桂木 真司			
		児玉 由紀			
	整形外科学	亀井 直輔	田島 卓也		
	皮膚科学	緒方 大			
病態解析医学	眼科学	池田 康博	中馬 秀樹		
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	高橋 邦行			
	顎顔面口腔外科学	山下 善弘		永田 順子	
放射線医学	放射線医学	東 美菜子		古小路 英二	
	麻酔生体管理学	恒吉 勇男			
	救急・災害医学	落合 秀信			

所 属		教 授	准教授	講 師	助 教
医 療 人 育 成 支 援 セ ン タ ー		小松 弘幸			
附 属 病 院	血 液 浄 化 療 法 部		菊池 正雄		
	病 理 部				
	薬 劑 部	池田 龍二			
	リハビリテーション部	荒川 英樹			
フロンティア科学 実験総合センター	生理活性物質研究部門 生理活性物質探索病態解析分野				
	生理活性物質研究部門 生理活性物質機能解析分野	伊達 紫	秋枝さやか		
	実験支援部門生物資源分野	越本 知大	篠原 明男		
	実験支援部門RI分野(RI清武分室)		塩田 拓也		

獣医学系教員

所 属	分 野	教 授	准教授	講 師	助 教
農 学 部 獣 医 学 科	獣 医 解 剖 学	保田 昌宏			
	獣 医 生 理 学	井田 隆徳	丸山 圭介		
	獣 医 薬 理 学	池田 正浩	園田 紘子		
	獣 医 病 理 学	平井 卓哉			
	獣 医 公 衆 衛 生 学	山田健太郎	山崎 朗子		
	獣 医 外 科 学				
	獣 医 内 科 学		大菅 辰幸		
	産 業 動 物 内 科 学	佐藤礼一郎			
	産 業 動 物 臨 床 繁 殖 学	大澤 健司	北原 豪		
	獣 医 臨 床 放 射 線 学	佐藤 裕之			
	獣 医 寄 生 虫 病 学	吉田 彩子	入江 隆夫		
	獣 医 機 能 生 化 学				
	産 業 動 物 衛 生 学	上村 涼子			
	獣 医 微 生 物 学	岡林 環樹	齊藤 暁		
	産 業 動 物 伝 染 病 防 疫 学	関口 敏			
獣 医 遺 伝 情 報 学	新村 芳人				
農 学 部 附 属 動 物 病 院	永延 清和				
フロンティア科学実験総合センター 実験支援部門遺伝資源分野					
産業動物防疫リサーチセンター感染症研究・検査部門			且堅 博久		

(博 士 課 程)

医学獣医学総合研究科（博士課程）

【アドミッション・ポリシー】

1. 教育理念（教育理念・目標、育成する人材像）

本専攻の使命は、医学・獣医学の発展と社会の福祉の向上に寄与することです。各コースでは、以下を備えた人材を育成します。

1. 高度臨床医育成コース

高度の専門性が必要とされる医療業務に必要な診断・治療技術と高い倫理観に裏打ちされた専門性、医学、獣医学、その他の生物学的研究に関する幅広い基礎知識とそれに裏打ちされた医療情勢の変化に対応する能力、動物実験などの臨床研究遂行に必要な知識と経験や人獣共通感染症に関する幅広い知識等に裏打ちされた研究能力を有する高度専門職業人としての臨床医を育成する。

2. 高度獣医師育成コース

伴侶動物や産業動物の健康を管理するために必要な高度な診断技術と治療法及び研究能力を身につけた獣医師及び指導的獣医師、また、食肉衛生、家畜衛生及び公衆衛生関係で働く獣医師に対して指導できる高度獣医師を育成する。

3. 研究者育成コース

医学、獣医学及び他の生物学的研究に関する幅広い基礎知識、様々な基礎研究の遂行に必要な動物実験等の知識と実験手技、自立した研究者として様々な情勢の変化に対応しながら研究を進める能力を有し、医学、獣医学、及び両分野に関連した研究領域で国際的に活躍できる研究者を育成する。

2. 入学者受け入れ方針（求める人材像）

本専攻は、高度専門職業人としての医師、獣医師及び研究者・教育者の養成を主眼とし、医学・獣医学の分野において自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。

したがって、本専攻では、次のような人材を求めています。

1. 高度臨床医育成コース

医学、獣医学を含めた生物学的研究に関する幅広い基礎知識を基盤とした優れた研究能力をもちつつ、日進月歩の勢いで発展する医科学に対しても的確に対応できる能力、さらには崇高な倫理観に裏打ちされた高度な臨床的専門性を持った指導的臨床医を志す人材（医師）を求めます。

2. 高度獣医師育成コース

すでに獣医師として現場で活躍しつつ、より高度な専門技術と研究能力を身につけたいという明確な目的意識を有する人材、あるいは産業動物獣医師の指導に当たる農業共済組合等や家畜衛生、公衆衛生関係の官公庁に所属し指導的獣医師として活躍したい人材を求めます。新規卒業生においては、学部教育で培われた知識や技術をさらに発展させ、より高度な専門性を求めるモチベーションの高い人材を求めます。

3. 研究者育成コース

幅広い基礎知識や社会変化に対応する能力を有して自立した研究者として、医学、獣医学及び両分野に関連した研究領域で国際的に活躍する研究者及び教育者を志す人材を求めます。本コースでは、医学部、獣医学部を卒業した者だけでなく、歯学・薬学部を卒業した学生や、他の研究分野の修士課程修了者など他分野で培った専門能力を基盤として、生命科学分野での学際的研究を開拓し、将来、人々の福祉と健康増進に寄与すること

を志す人材も積極的に受け入れます。

3. 入学者選抜の基本方針

1. 求める人材像に沿って、受験者のアカデミックバックグラウンドやキャリアを参考にしつつ、受験者が希望する研究テーマや目標、本博士課程修了後に目指すもの等を考慮し、総合的に選抜します。

2. 客観的で透明性のある方法によって、公平に選抜します。

〔選抜区分による選抜方法及び評価の観点〕

上記の〔入学者受け入れ方針（求める人材像）〕で示す能力を有する人を多面的・総合的に評価するため、以下の方法により選抜します。

① 一般選抜（社会人選抜を含む）

入学者の選抜は、口述試験及び書類審査の結果を総合的に判断して行います。口述試験では、主として専門領域の知識・技能、研究への意欲、研究分野への関心などを評価します。書類審査では、志望動機、表現力などを評価します。

② 外国人留学生特別選抜

入学者の選抜は、口述試験及び書類審査の結果を総合的に判断して行います。口述試験では、主として専門領域の知識・技能、研究への意欲、研究分野への関心、語学力などを評価します。書類審査では、志望動機、表現力などを評価します。

【ディプロマ・ポリシー】

本専攻では、以下の資質・能力を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得し、研究論文審査と最終試験に合格した学生に、修了を認定し、学位（博士号）を授与します。

①高度臨床医育成コース

- ・高い倫理観を備え、専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた高度な研究マインドを持った指導的臨床医としての能力
- ・臨床と研究をバランスよく経験することにより、双方を兼ね備えた高度臨床医としての能力
- ・医学・獣医学の連携・融合領域における診断・治療学の知識の習得と、研究を遂行する能力

【学位】博士（医学）

②高度獣医師育成コース

- ・高い倫理観を備え、専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた高度な研究マインドを持った指導的臨床獣医師としての能力
- ・獣医臨床と研究をバランスよく経験することにより、双方を兼ね備えた高度臨床獣医としての能力
- ・医学・獣医学の連携・融合領域における診断・治療学の専門知識の習得と、研究を遂行する能力

【学位】博士（獣医学）

③研究者育成コース

- ・高い倫理観と研究技術に裏打ちされた国際的な研究を実践できる能力

- ・医学・獣医学の両分野を横断的に理解し、先駆的な研究および医・獣医療を推進できる能力

【学位】博士（医学）又は博士（獣医学）

【カリキュラム・ポリシー】

医学獣医学専攻では、ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

本専攻では、医学・獣医学の連携・融合した研究の基盤となる科目として「研究基盤科目」とコース毎の「研究科目」、「特別研究科目」、「研究指導科目」でカリキュラムを構成しています。

高度臨床医育成コース、研究者育成コースでは、獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていくために、学術論文を作成する論文作成特別研究の科目を設置します。

高度獣医師育成コースでは、修得した知識や技能を統合し、課題解決のための論理的思考力を涵養し、新たな課題の発見につなげるために、学術論文を作成する論文作成特別研究の科目を設置します。

【教育内容・方法】

本専攻では、各授業科目について、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、周知します。

① 高度臨床医育成コース

- ・複数指導体制の下で、症例検討会に参加し、症例研究、臨床研究を行い、学会発表、論文作成を行い、各分野別の臨床研究を自立して遂行し得る能力を修得することを到達目標とします。
- ・研究科目では、臨床研究を遂行するために必要な基礎知識を体系的に修得するとともに、ヒト由来検体を扱う際に生じる倫理問題について学びます。
- ・特別研究科目では、各専門分野で臨床研究を遂行するために必要な基礎知識を修得させます。
- ・研究指導科目では、疾病の成因、新しい安全な診断・検査・治療法の開発・評価、臨床疫学など、患者に対する診療を通じた臨床研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行います。
- ・研究科目及び特別研究科目では、各医学専門学会での専門医資格取得を視野に入れた診断・治療技術を修得させます。

② 高度獣医師育成コース

- ・複数指導体制の下で、獣医診療において専門性の高い診断・治療技術を修得し高度な研究マインドを有する指導的獣医師の育成を目的とする。本コースは、獣医療に軸足

をおいた他に類を見ない特色あるコースとします。

- ・研究科目では、学部教育よりも専門的に高度に細分化した教育（獣医周産期特論、牛の脂質代謝障害特論、獣医循環器学、食中毒特論など）と医学関係の先端的画像診断学や麻酔学などを取り入れた実践的教育を実施します。
- ・特別研究科目では、各専門分野で臨床研究を遂行するために必要な基礎知識を修得させます。
- ・研究指導科目では、それぞれの専門分野における研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行います。

③ 研究者育成コース

- ・複数指導体制の下で実験・研究を行うとともに、ラボセミナーに参加するほか、学会発表、論文作成を行い、先端的な医学・獣医学の研究を自立して遂行し得る能力を修得することを到達目標とします。
- ・研究科目では、医学・獣医学分野での研究を遂行するために必要な知識を体系的に修得させます。
- ・特別研究科目では、自立した研究者に求められる資質や能力とともに、各専門分野で研究を遂行するために必要な基礎知識や実験手技を修得させます。
- ・研究指導科目では、それぞれの専門分野における研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行います。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表します。
2. 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行います。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析します。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価します。
5. 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行います。

○宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科博士に関する学位論文審査細則

平成 22 年 12 月 8 日
制 定

改正 平成 26 年 3 月 5 日 平成 27 年 10 月 7 日
平成 30 年 7 月 4 日

(目的)

第 1 条 この細則は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（以下「研究科」という。）博士に関する学位論文審査を円滑に行うために定めるものである。

(論文提出の資格要件、時期等)

第 2 条 宮崎大学学位規程（以下「規程」という。）第 3 条第 3 項の規定により学位論文を提出しようとする者は、12 月中旬（10 月入学生にあっては 6 月中旬）までに学位論文を提出するものとする。ただし、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）第 76 条第 2 項に定める単位を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学年末までに、単位を修得する見込みがある者でなければならない。

2 研究科に 4 年以上在学し、所定の単位を修得している者にあつては、前項の規定にかかわらず、学位論文の提出の時期は問わないものとする。

3 研究科に 4 年以上在学し、所定の単位を修得したうえ退学した者が、再入学しないで学位論文を提出する際は、退学から 1 年以内の場合は、規程第 3 条第 3 項の規定により学位の授与を申請したものとし、退学から 1 年を超えて提出する場合は、規程第 3 条第 4 項の規定により学位の授与を申請したものとする。

(早期修了予定者の論文提出の資格要件、時期等)

第 3 条 学務規則第 76 条第 2 項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者（以下「早期修了予定者」という。）とは、Current Contents に収録され、入学年度の学術雑誌のインパクトファクター（2 年平均）が 5 点以上の雑誌に掲載された原著論文 1 編、若しくは 2.5 点以上の雑誌に掲載された原著論文 2 編以上を有するものとする。

2 前条第 1 項に定める時期までに学位論文を提出できない者にあつては、翌年の 5 月下旬（10 月入学生にあっては 11 月中旬）までに提出することができるものとする。

3 宮崎大学医学部医学科及び宮崎大学農学部獣医学科の学士課程において、一定の期間研究室に配属され、筆頭著者ないし共著者として、原著論文（英文）が査読がなされる国際学術雑誌に受理又は掲載された者は、第 1 項の限りでない。

(課程修了者以外の論文提出の資格要件、時期等)

第 4 条 規程第 3 条第 4 項の規定により学位論文を提出しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する研究歴及び一定の研究期間を有する者とし、学位論文の提出の時期は問わないものとする。

(1) 大学において 6 年制の課程（医学、歯学、薬学、獣医学）を卒業した者は、9 年以上

(2) 大学院修士課程を修了した者は、10 年以上

(3) 4 年制大学の課程を卒業した者は、12 年以上

(4) 既に博士学位を授与された者は、授与後 4 年以上

2 前項に規定する一定の研究期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大学院医学獣医学総合研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）において同等以上の研究実績があると判断した場合は、この限りでない。

(1) 専攻分野が医学分野の場合 宮崎大学医学部における 1 年 6 月以上の期間

(2) 専攻分野が獣医学分野の場合 宮崎大学農学部獣医学科における 1 年 6 月以上の期間

(資格審査)

第 5 条 学位論文を提出しようとする者は、事前に資格審査を受けなければならない。

2 学位論文提出の資格審査は、運営委員会が行う。

3 資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(学力の確認)

第 6 条 規程第 10 条第 1 項に規定する外国語は、英語とする。

(論文審査願出)

第7条 規程第3条の規定に基づき学位論文の審査を願ひ出る者は、次に掲げる書類等を添え、主指導教員又は論文紹介教員を経て、大学院医学獣医学総合研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。この場合において、規程第3条第3項の規定により学位論文を提出する者は、第2号及び第10号から第13号を除き、規程第3条第4項の規定により学位論文を提出する者は、第1号を除き提出するものとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 学位論文審査願(別紙様式第1) | 1部 |
| (2) 学位論文審査申請書(別紙様式第2) | 1部 |
| (3) 論文目録(別紙様式第3) | 4部 |
| (4) 学位論文 | 3部 |
| (5) 学位論文(別刷) | 60部 |
| (6) 論文要旨(和文にあつては2,000字程度又は英文にあつては1,200語程度)
(別紙様式第4) | 4部 |
| (7) 承諾書(学位論文が共著の場合)(別紙様式第5) | 4部 |
| (8) 学位論文提出者及び共著者が担当した研究内容一覧(学位論文が共著の場合)
(別紙様式第6) | 4部 |
| (9) 履歴書(別紙様式第7) | 2部 |
| (10) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (11) 研究歴証明書(別紙様式第8) | 1部 |
| (12) 研究指導担当有資格教員の推薦状(別紙様式第9) | 1部 |
| (13) 学位論文審査手数料 | 国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)に係る通達の定める額 |
- 2 学位論文(別刷)が未刷の場合は、前項の規定にかかわらず第5号の部数は学位論文の写しを4部とし、第6号の部数を60部とする。
- 3 学位論文(別刷)は、原則として審査後返却する。
- 4 学位論文は、単著を原則とし、規程第3条第3項の規定により提出しようとする者の学位論文は当該者が研究科在学中に作成したものに限るものとする。ただし、共著による場合は学位論文提出者が、筆頭者であるものに限るものとし、他の共著者の承諾書(別紙様式第5)、学位論文提出者及び共著者が担当した研究内容一覧(別紙様式第6)を添付しなければならない。なお、equally contributed authorとして、論文中に明記がある場合に限り、筆頭者と見なすことができるものとする。
- 5 学位論文は、前項に掲げる要件のほか、Current Contents に収録され、PubMed(Medline)で検索でき、査読がなされる国際学術雑誌に掲載された英文の原著論文でなければならない。なお、原著論文はFull paperの体裁をとる論文(Regular paper、Original article等)とし、それ以外の短報等の論文の場合は、「原著論文に相当する理由書(様式任意)」を添付して提出することとし、運営委員会において同等として扱うか審査するものとする。ただし、大学紀要掲載論文及び症例報告は認めない。
- 6 早期修了予定者の学位論文は、前2項に掲げる要件のほか、第3条第1項の要件を満たすものでなければならない。
- 7 規程第3条第4項の規定により学位論文を提出しようとする者は、学位論文のほか、参考論文として2編(英文の原著論文1編以上)を提出するものとし、学位論文と内容が無関係でも構わないものとする。また、そのうち1編は英文に限り症例報告でも構わないものとする。ただし、全ての論文は第4項の規定の条件を満たすものとし、英文論文においては、Current Contents に収録され、PubMed(Medline)で検索でき、査読がなされる国際学術雑誌に掲載されたものとする。なお、和文論文を参考論文とする場合は、査読がなされる学術雑誌に掲載された原著論文とし、大学紀要掲載論文及び症例報告は認めない。

(学位論文及び論文要旨の配付)

第8条 研究科長は、論文提出の資格要件を有する者から、規程第4条第2項に規定する学位の申請があったときは、大学院医学獣医学総合研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)構成員に当該委員会開催日の3日前までに学位論文(別刷)又は論文要旨を配付し、研究科委員会において、主指導教員又は論文紹介教員の説明を求めるものとする。

(学位論文審査)

第9条 研究科委員会は、学位論文の審査を行うため論文審査委員会を設置し、研究指導教員のうちから論文審査委員会委員として主査1名、副査2名(医学系及び獣医学系から各1名)を選出する。

2 論文審査委員会委員は、主指導教員、論文紹介教員及び申請に係る学位論文の共著者は除くものとする。

3 学位論文の審査は、当該学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとし、主査はその審査結果を研究科長に報告するものとする。

(公開の論文審査会及び通知)

第10条 論文審査委員会は、規程第7条第6項の学位論文の審査を行う場合は、公開の論文審査会を開き、学位論文の内容等を審査するものとする。

2 主査は、前項の論文審査会を開く場合は、学位論文提出者に通知し出席させなければならない。

(最終試験及び学力の確認の通知)

第11条 主査は、規程第9条の最終試験又は規程第10条の学力の確認を行う場合は、学位論文提出者に通知しなければならない。

(審査結果の資料及び配付)

第12条 規程第11条に規定する審査結果の報告に関する資料は、学位論文審査結果の要旨(別紙様式第10)及び最終試験結果の要旨(別紙様式第11)又は学力確認結果の要旨(別紙様式第12)とし、研究科委員会開催日の2日前までに当該構成員に配付するものとする。

(学位授与の可否)

第13条 研究科委員会は、前条の論文審査委員会からの報告に基づき、可否投票を行い、博士の学位を授与するか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会構成員(外国出張者及び休職者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、医学系及び獣医学系のそれぞれの出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、学位論文審査の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会が決定する。

附 則

この細則は、平成22年12月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年10月7日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

2 改正後の第3条第3項の規定は、この規程の施行の日以降に早期修了による学位論文審査を申請した場合に適用し、同日前に申請した場合については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成30年7月4日から施行する。

学位論文の資格審査及び公開審査に関する申合せ

〔平成 22 年 12 月 8 日〕
制 定

改正 平成 30 年 7 月 4 日

(目的)

第 1. 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科に関する学位論文審査細則（以下「細則」という。）第 5 条に規定する資格審査は、この申合せにより行うものとする。

(資格審査願出)

第 2. 資格審査を願出する者は、次に掲げる書類を主指導教員又は論文紹介教員を経て、大学院医学獣医学総合研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。
この場合において、宮崎大学学位規程第 3 条第 3 項の規定により学位論文を提出しようとする者は、第 6 号から第 8 号を除き提出するものとする。

- | | |
|--|------|
| (1) 学位論文資格審査願（別紙様式 1） | 1 部 |
| (2) 学位論文（投稿原稿又は別刷） | 16 部 |
| (3) 論文要旨 | 16 部 |
| (4) 履歴書 | 1 部 |
| (5) 学外の一定水準を有する学術雑誌への掲載が
証明できる資料（別刷がない場合のみ） | 1 部 |
| (6) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1 部 |
| (7) 研究歴証明書 | 1 部 |
| (8) 研究指導担当有資格教員の推薦状 | 1 部 |
2. 早期修了予定者にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 修業年限短縮（3 年修了）資格審査申請書（別紙様式 2） | |
| (2) 資格審査調書（3 年修了）（別紙様式 3） | |
| (3) 修業年限短縮（3 年修了）推薦書（別紙様式 4） | |

(資格審査)

第 3. 大学院医学獣医学総合研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、資格審査の願出者について、細則第 2 条から第 4 条に定める論文提出の資格要件の有無を確認し、その結果を、当該願出者に通知するとともに、大学院医学獣医学総合研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に報告するものとする。

(審査委員)

第 4. 運営委員会は、学位論文提出者の履修コース、学位論文の内容等を考慮し、審査委員の選出方法を決定し、研究科委員会に報告するものとする。

2 研究科委員会が学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、細則第 9 条に定める論文審査委員会委員に当該構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

(その他)

第 5. 公開審査の判定は、初回に関しては審査員全員の判定が一致した場合のみ有効とする。ただし、発表の内容が不十分であり一致した結論が出ない場合には判定を「保留」とし、繰り返し審査を行うものとする。この場合、前回と同じ主査、副査が審査を行うが、必要に応じて主査が 3 人目の副査を依頼することができるものとし、最終的には主査が副査の意見をとりまとめて判定を行う。

附 則

この申合せは、平成 22 年 12 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

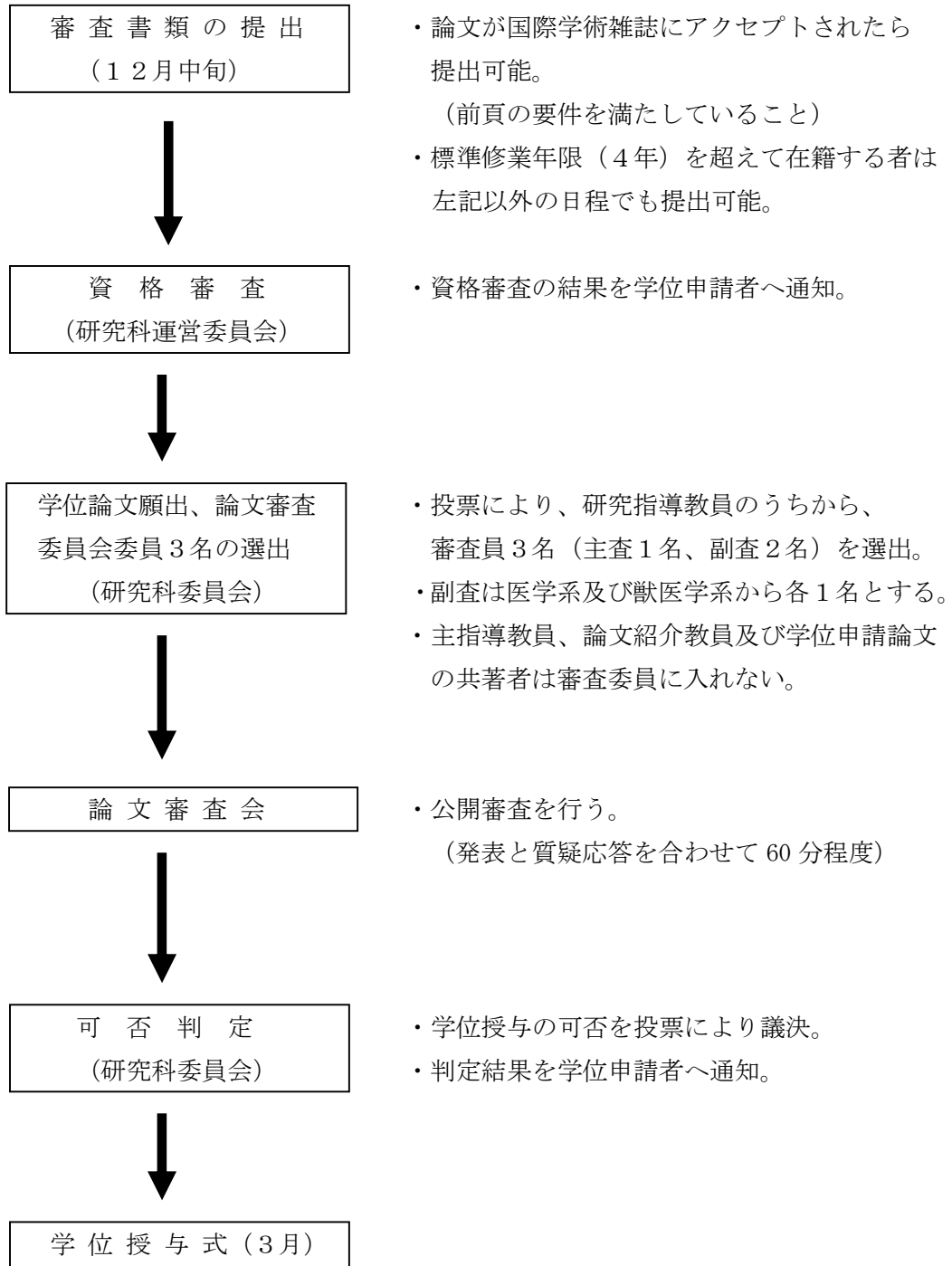
附 則

この申合せは、平成 30 年 7 月 4 日から施行する。

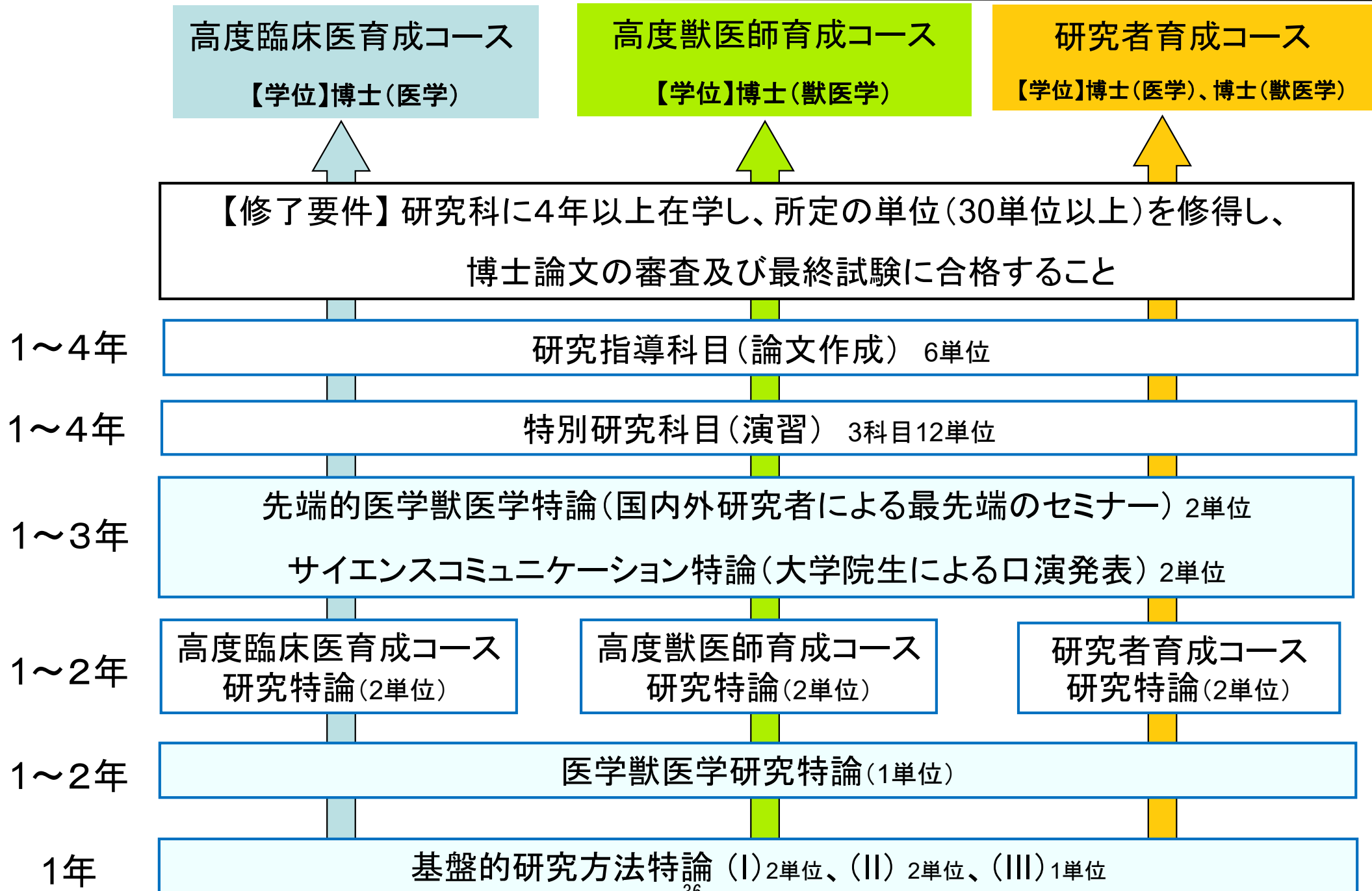
学位論文審査の要点

1. 資格要件	<p>(1) 本研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学年末までに、単位を修得する見込がある者。</p> <p>(2) 本研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得したうえ退学した者(単位取得満期退学者)は、退学後1年を超えない期間内であれば、課程博士の学位を申請することができる。学位授与が承認されれば、「学位記」が発行される。ただし、博士課程を修了したことにはならないため「修了証明書」は発行されない。</p>
2. 提出の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・12月中旬 ・標準修業年限以上在学している者は随時
3. 学位論文の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1編(原則単著とし、在学中に作成したもの) ・共著の場合は筆頭者であるもの(equally contributed authorとして論文中に明記がある場合に限り、筆頭者と見なす) ・Current Contentsに収録され、PubMed(Medline)で検索でき、査読がなされる国際学術雑誌に掲載された英文の原著論文 ・原著論文はFull Paper(Regular paper、Original article等)とする。それ以外の短報等の場合は「原著論文に相当する理由書(様式任意)」を添付して提出することとし、原著論文と同等として扱うか審議する。ただし、大学紀要掲載論文及び症例報告は認めない。
4. 資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ・資格及び学位論文の要件の確認(医学獣医学総合研究科運営委員会) ・資格審査を受けるには「1.資格要件」を満たす者が「3.学位論文の要件」に該当する論文を作成し、国際学術雑誌へ掲載されることが必要。論文が雑誌にアクセプトされれば、資格審査を受けられる。
5. 論文審査	<ul style="list-style-type: none"> ・公開審査 ・論文審査委員会(主査 1名、副査 2名) ・主指導教員、論文紹介教員及び学位論文の共著者は審査委員に入れない。
6. 審査期間	<ul style="list-style-type: none"> ・受理した日から1年以内に終了
7. 提出書類	<p>【資格審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文資格審査願 ・学位論文(投稿原稿又は別刷) ・論文要旨 ・履歴書 ・承諾書(共著の場合のみ) ・学位論文提出者及び共著者が担当した研究内容一覧(共著の場合のみ) ・学外の一定水準を有する学術雑誌への掲載が証明できる資料(雑誌に掲載済みの場合は不要) ・修業年限短縮(3年修了)資格審査申請書 ※ ・資格審査調書(3年修了) ※ ・修業年限短縮(3年修了)推薦書 ※ <p style="text-align: right;">} ※早期修了申請者のみ</p> <p>【論文審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査願 ・学位論文(資格審査時に投稿原稿提出した場合のみ) ・論文目録 ・論文要旨 ・履歴書
<p>早期修了(3年)</p> <p>優れた研究業績の基準(早期修了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた研究業績を上げた者は、3年の在学で修了することが可能である。 ・Current Contentsに収録され、入学年度の学術雑誌のインパクトファクター(2年平均)が5点以上の雑誌に掲載された原著論文1編、若しくは2.5点以上の雑誌に掲載された原著論文2編以上

学位論文審査の流れ



医学獣医学総合研究科博士課程教育カリキュラム



医学獣医学総合研究科（博士課程）授業科目及び担当教員

授 業 科 目		授業 年次	単位数			担当教員
			必修	選択	自由	
研究基盤科目	基盤的研究方法特論（Ⅰ）	1	2			越本、高宮、東、大澤、丸山圭、平井、明石、
	基盤的研究方法特論（Ⅱ）	1	2			石塚、澤口、西山、丸山治、佐藤勇、秋枝、保田、井田
	基盤的研究方法特論（Ⅲ）	1	1			板井、池之上、中井
	医学獣医学研究特論	1・2	1			新、丸山治、秋枝、岡林、井田
	サイエンスコミュニケーション特論	1～3	2			武谷、池田正、丸山治、佐藤礼
	先端的医学獣医学特論	1～3	2			岡林
高度臨床医育成コース 特別研究科目（医学関係）	科 研 目 究 研究特論 （高度臨床医育成コース）	1・2	2			下田、海北、七島、沖田、盛武、桂木、亀井、池田康、高橋、海北、東、恒吉、海北、板井
	臨床病態制御学演習・実習	1～4		4		海北 幸一
	血液・糖尿病・内分泌内科学の臨床実習	1～4		4		下田 和哉
	呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学臨床実習	1～4		4		宮崎 泰可
	感染症・膠原病学臨床実習	1～4		4		梅北 邦彦
	胆膵疾患診断学、治療学演習	1～4		4		河上 洋
	小児疾患治療学演習	1～4		4		盛武 浩
	肝胆膵癌外科治療学演習	1～4		4		七島篤志
	病態制御外科治療学演習	1～4		4		古川 貢之
	神経・運動器・脊椎臨床医学演習	1～4		4		亀井 直輔
	リハビリテーション医学演習	1～4		4		荒川 英樹
	スポーツ医・科学診断学演習	1～4		4		田島 卓也
	皮膚疾患治療学演習・実習	1～4		4		緒方 大
	泌尿器悪性腫瘍演習	1～4		4		研究科教員
	脳腫瘍治療学演習	1～4		4		沖田 典子
周産期医学演習	1～4		4		桂木 真司	
眼科学演習	1～4		4		池田 康博	
神経耳科診断学演習	1～4		4		高橋 邦行	

		臨床画像診断学演習	1～4		4	東 美菜子	
		麻酔学演習	1～4		4	恒吉 勇男	
		救命救急治療学演習	1～4		4	落合 秀信	
		顎口腔機能病態学演習	1～4		4	山下 善弘	
		病態精神医学演習	1～4		4	平野 羊嗣	
		病理診断学演習	1～4		4	山下 篤	
		腫瘍病理学演習	1～4		4	佐藤 勇一郎	
		糸球体性腎疾患解析演習	1～4		4	小松 弘幸	
		消化器悪性腫瘍演習	1～4		4	細川 歩	
高度獣医師育成コース	科 研 目 指 導	論文作成特別研究 (高度臨床医育成コース)	1～4	6		主指導教員	
	科 研 目	研究特論(高度獣医師育成コース)	1・2	2		大澤、佐藤礼、山田、永延、 上村、関口、平井、佐藤裕、 東、恒吉	
	特 別 研 究 科 目 (獣医学関係)		感染病理学演習	1～4		4	平井 卓哉
			獣医心エコー図学演習	1～4		4	大菅 辰幸
			産業動物内科学演習	1～4		4	佐藤 礼一郎
			獣医生殖工学演習	1～4		4	大澤 健司
			獣医臨床繁殖診断学演習	1～4		4	北原 豪
			獣医画像応用学演習	1～4		4	佐藤 裕之
			獣医麻酔学特別演習	1～4		4	永延 清和
			比較免疫生物学演習	1～4		4	保田 昌宏
		細菌感染症学演習	1～4		4	上村 涼子	
	獣医感染症制御学演習	1～4		4	斎藤 暁		
研 究 者 育 成	科 研 目 指 導	論文作成特別研究 (高度獣医師育成コース)	1～4	6		主指導教員	
	科 研 目	研究特論(研究者育成コース)	1・2	2		高宮、渡邊、西山、武谷、 丸山治、佐藤克、山下篤 佐藤勇、池田龍、池田正、 山田、保田、吉田	
	別 特	分子細胞生物学演習	1～4		4	菱川 善隆	

超微形態学演習	1～4		4		澤口 朗
分子神経科学演習	1～4		4		高宮 考悟
循環生理・分子生理学演習	1～4		4		渡邊 望
生体制御解析学演習	1～4		4		中島 融一
血管発生演習	1～4		4		西山 功一
生体システム制御学演習	1～4		4		西頭 英起
細胞情報機能学演習	1～4		4		武谷 立
蛋白質構造学演習	1～4		4		和田 啓
病態医化学演習	1～4		4		伊達 紫
病態生理学演習	1～4		4		秋枝 さやか
循環病理学演習	1～4		4		山下 篤
腫瘍細胞生物学演習	1～4		4		佐藤 勇一郎
病原・常在微生物学演習	1～4		4		新 竜一郎
寄生生物学演習	1～4		4		丸山 治彦
人獣共通寄生虫学演習	1～4		4		長安 英治
公衆衛生学演習	1～4		4		池之上 辰義
先端医学研究倫理学演習	1～4		4		板井孝一郎
法医解剖診断学演習	1～4		4		研究科教員
薬物動態学演習	1～4		4		池田 龍二
医療データ解析・マネジメント演習	1～4		4		中井 陸運
実験動物学演習	1～4		4		越本 知大
医獣実験動物学演習	1～4		4		篠原 明男
分子生命化学演習	1～4		4		徐 岩
免疫生物学演習	1～4		4		佐藤 克明
神経生理学演習	1～4		4		平野 羊嗣
生理活性ペプチド探索演習	1～4		4		井田 隆典
蛋白質相互作用解析演習	1～4		4		塩田 拓也

特別研究科目 (獣医学関係)	野生動物保護特別演習	1～4		4		保田 昌宏
	分子内分泌生理学演習	1～4		4		丸山 圭介
	生体内物質輸送学特別演習	1～4		4		池田 正浩
	獣医診断薬理学演習	1～4		4		園田 紘子
	比較病理学演習	1～4		4		平井 卓哉
	産業動物衛生学演習	1～4		4		上村 涼子
	獣医感染病態学演習	1～4		4		岡林 環樹
	分子ウイルス学演習	1～4		4		齊藤 暁
	人獣共通感染症学演習	1～4		4		山田 健太郎
	獣医感染症学演習	1～4		4		目堅 博久
	食品微生物学演習	1～4		4		山崎 朗子
	獣医繁殖内分泌学特別演習	1～4		4		大澤 健司
	獣医寄生虫免疫学演習	1～4		4		吉田 彩子
	獣医寄生虫病疫学演習	1～4		4		入江 隆夫
	獣医伝染病学演習	1～4		4		関口 敏
獣医遺伝情報学演習	1～4		4		新村 芳人	
研究 科目 指導	論文作成特別研究 (研究者育成コース)	1～4	6			主指導教員
科作論 目成文	論文作成演習 (語学)	2～4		4		横山彰三

【履修方法】

〈高度臨床医育成コース〉

- 研究基盤科目：6科目 10単位履修。
- 研究科目：「研究特論（高度臨床医育成コース）2単位履修。
- 特別研究科目：本コースに設定された科目を2科目8単位以上、他コースの獣医学関係科目から1科目4単位以上、合計3科目12単位以上を履修。
- 研究指導科目：「論文作成特別研究（高度臨床医育成コース）」6単位履修。

〈高度獣医師育成コース〉

- 研究基盤科目：6科目 10単位履修。
- 研究科目：「研究特論（高度獣医師育成コース）2単位履修。
- 特別研究科目：本コースに設定された科目を2科目8単位以上、他コースの医学関係科目から1科目4単位以上、合計3科目12単位以上を履修。
- 研究指導科目：「論文作成特別研究（高度獣医師育成コース）」6単位履修。

〈研究者育成コース〉

- 研究基盤科目：6科目 10単位履修。
- 研究科目：「研究特論（研究者育成コース）2単位履修。
- 特別研究科目：本コースに設定された科目のうち、選択した学位の分野（医学又は獣医学）の科目から2科目8単位以上、選択した学位の分野以外の科目から1科目4単位以上、合計3科目12単位以上を履修。
ただし、選択した学位の分野以外の科目から履修する科目は、他コースに設定された科目も可能とする。
- 研究指導科目：「論文作成特別研究（研究者育成コース）」6単位履修。

【修了要件】

当該課程に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

*授業科目の詳細は「学務情報システム（WAKABA）」から各科目のシラバスを検索してください。

医学獣医学総合研究科(博士課程)専任教員名簿

医学系教員

*下線は研究指導教員

講座名	分野	教授	准教授	講師	助教
解剖学	組織細胞化学	菱川 善隆			石塚 匠
	超微形態科学	澤口 朗			
	医学生物学				
機能制御学	統合生理学	高宮 考悟			
	循環動態生理学	渡邊 望	中島 融一		HARISHKUMAR MADHYASTHA
	血管動態生化学	西山 功一			
	機能生化学	西頭 英起	高見 恭成		
	薬理学	武谷 立			
	生命分子科学	徐 岩			
病理学	蛋白質機能学	和田 啓			
	構造機能病態学	山下 篤			
感染症学	腫瘍形態病態学	佐藤勇一郎			川口 真紀子
	微生物学	新 竜一郎			
	寄生虫学	丸山 治彦	長安 英治		
社会医学	免疫学	佐藤 克明			
	公衆衛生学	池之上辰義			
	法医学				
	生命・医療倫理学	板井孝一郎			
	データマネジメント	中井 陸運			
内科学	英語	横山 彰三			
	循環器・腎臓内科学	海北 幸一			
	血液・糖尿病・内分泌内科	下田 和哉			
	呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学分野	宮崎 泰可	梅北 邦彦	上野 浩晶	
			塩見 一剛		
外科学	消化器内科学	河上 洋	永田 賢治		
	肝胆膵外科学	七島 篤志			
	消化管・内分泌・小児外科学				
	心臓血管外科学	古川 貢之			
	呼吸器・乳腺外科学				
臨床神経科学	形成外科学				
	精神医学	平野 羊嗣			
発達泌尿生殖医学	脳神経外科学	沖田 典子	横上 聖貴		
	小児科学	盛武 浩	此元 隆雄		
	泌尿器科学	緒方 大			
感覚運動医学	産婦人科学	桂木 真司			
	整形外科学	亀井 直輔	田島 卓也		
	皮膚科学				
	眼科学	池田 康博	中馬 秀樹		
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	高橋 邦行			
病態解析医学	顎顔面口腔外科学	山下 善弘			
	放射線医学	東 美菜子		古小路 英二	
	麻酔生体管理学	恒吉 勇男			
	救急・災害医学	落合 秀信			

所 属		教 授	准教授	講 師	助 教
医 療 人 育 成 支 援 セ ン タ ー		小松 弘幸			
附 属 病 院	臨 床 腫 瘍 科	細川 歩			
	集 中 治 療 部		谷口 正彦		
	病 理 部				
	薬 剤 部	池田 龍二			
	リハビリテーション部	荒川 英樹			
フロンティア科学 実験総合センター	生理活性物質研究部門 生理活性物質探索病態解析分野				
	生理活性物質研究部門 生理活性物質機能解析分野	伊達 紫	秋枝さやか		
	実験支援部門生物資源分野	越本 知大	篠原 明男		
	実験支援部門RI分野 (RI清武分室)		塩田 拓也		

獣医学系教員

所 属	分 野	教 授	准教授	講 師	助 教
農 学 部 獣 医 学 科	獣 医 解 剖 学	保田 昌宏			
	獣 医 生 理 学	井田 隆徳	丸山 圭介		
	獣 医 薬 理 学	池田 正浩	園田 紘子		
	獣 医 病 理 学	平井 卓哉			
	獣 医 公 衆 衛 生 学	山田健太郎	山崎 朗子		
	獣 医 外 科 学				
	獣 医 内 科 学				
	産 業 動 物 内 科 学	佐藤礼一郎	大菅 辰幸		
	産 業 動 物 臨 床 繁 殖 学	大澤 健司	北原 豪		
	獣 医 臨 床 放 射 線 学	佐藤 裕之			
	獣 医 寄 生 虫 病 学	吉田 彩子	入江 隆夫		
	獣 医 機 能 生 化 学				
	産 業 動 物 衛 生 学	上村 涼子			
	獣 医 微 生 物 学	岡林 環樹	齊藤 暁		
	産 業 動 物 伝 染 病 防 疫 学	関口 敏			
獣 医 遺 伝 情 報 学	新村 芳人				
農 学 部 附 属 動 物 病 院	永延 清和				
フロンティア科学実験総合センター 実験支援部門遺伝資源分野					
産業動物防疫リサーチセンター感染症研究・検査部門			目堅 博久		